

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

エヌエヌ生命保険株式会社（代表取締役社長：マリウス・ポペスク）は、2020年4月から新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅や病院以外の臨時施設にて医師等の管理下で療養をされた場合、入院給付金のお支払対象とする特別取扱（以下「みなし入院」）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、2022年9月26日(月)以降「みなし入院」による入院給付金のお支払対象について以下のとおりといたします。

2022年9月26日(月)以降に入院給付金のお支払対象とする「みなし入院」の範囲

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方が自宅または病院以外の臨時施設で療養をされている場合

重症化リスクの高い方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

上記に関わらず、医療機関に入院をされている場合、2022年9月25日までに、新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払は、これまで通りの対応を継続いたします。

【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		2022年9月25日以前	2022年9月26日以降
入院された場合		○お支払対象	○お支払対象
宿泊療養・自宅療養 された場合（特別取扱）	重症化リスクの高い方	○お支払対象	○お支払対象
	上記以外の方	○お支払対象	×お支払対象外

※ただし、ご契約内容により所定の療養期間が継続している必要がございますので、ご契約内容をご確認のうえご請求ください。

今般の見直しの背景等

当社保険約款において、「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払する旨を定めております。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することが出来ない状況が発生した結果、医師等の管理下で自宅や病院以外の臨時施設での療養が行なわれることとなりました。

こうした中、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様へのご対応として、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情により、自宅や病院以外の臨時施設にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款の定義には該当しないものの「入院」と同等に取扱う「みなし入院」を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の発症状況が変化しつつある中、政府における措置などの状況変化を踏まえ、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金のお支払対象を上記のとおり見直すことにいたしました。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

当社では、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のため、給付金請求時に「宿泊・自宅療養証明書」の発行を必要としない取扱いをしております。

詳細は当社ホームページをご確認ください。

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター 0120-521-513

受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除く)